

令和6年度第2回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和6年7月17日（水）

午後2時00分から

場所 兵庫県国民健康保険団体連合会

大会議室（センタープラザ18階）

令和6年度第2回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和6年7月17日(水)午後2時00分～午後2時50分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(2名)

理事長 岡田 康裕 (加古川市長)

専務理事 野倉 加奈美

(2) 書面出席(9名)

副理事長 庵 途 典 章 (佐用町長) (代理) 住民課長 間 嶋 博 幸

副理事長 越 田 謙治郎 (川西市長) (代理) 国民健康保険課長 薄 波 智香子

理 事 高 橋 晴 彦 (加西市長) (代理) 市民部長 下 山 晴一郎

清 元 秀 泰 (姫路市長) (代理) 保健医療部長 黒 坂 勝 範

西 村 銀 三 (新温泉町長) (代理) 健康課長 朝 野 繁

酒 井 隆 明 (丹波篠山市長) (代理) 医療保険課長 畑 岡 恭 子

門 康 彦 (淡路市長) (代理) 健康福祉部長 久 住 達 哉

河 野 勝 雄 (兵庫県国庫総合理事) (代理) 専務理事 寺 田 利 樹

松 本 真 (尼崎市長)

(3) 説明のため出席した者の職氏名(7名)

事務局長 入 江 健 介 総務部長 山 中 理 恵

審査部長 宮 崎 勝 也 保険者支援部長 松 本 嘉 弘

総務課長 橋 本 陽 子 財務課長 竹 正 樹

出納課長 馬 場 智 子

5 議 事

(1) 議決事項

(決算関係)

議案第1号 令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業報告について

議案第2号 令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出決算について

(外部監査関係)

議案第3号 兵庫県国民健康保険団体連合会外部監査契約の締結について

(規則関係)

議案第4号 兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 流行初期医療確保措置に係る事務の実施に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

(その他)

議案第6号 第148回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会の招集について

(2) その他

ア 国保総合システムに係る令和7年度国庫補助要求の決議について

イ 兵庫県国民健康保険団体連合会中期経営計画（第6次）の実施状況について

6 会議の概要

開 会	橋本総務課長の司会により開会
開会あいさつ	岡 田 康 裕 理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項及び第 21 条第 2 項の規定により、岡田理事長が議長に選任された。 議 長 岡 田 康 裕 理事長
出席者の報告	橋本総務課長から報告を行った。 出席者 2 名、書面出席者 9 名
理事会成立宣言	岡田議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、野倉専務理事が指名された。 議事録署名人 野倉 加奈美 専務理事
議 事	入江事務局長、山中総務部長から説明及び報告を行った。 ・議 決 事 項 （ 6 件 ） ・そ の 他 （ 2 件 ）
閉 会	

7 議事（要旨）

橋本総務課長

ただ今から令和6年度第2回理事会を開会いたします。

岡田理事長

開会にあたりまして、理事長の岡田加古川市長から御挨拶を申し上げます。
皆さん、改めましてこんにちは。

何かとお忙しい中、そして、大変お暑い中、理事会に御出席をいただき、ありがとうございます。

ニュースを見ますと、コロナが再度拡大をしつつあるというニュースもありますし、手足口病、年度後半にはインフルエンザもあって、医療の観点から心配が尽きないところでありますけれども、当連合会の役割・使命をしっかり果たしていきたいと思っております。

事前に色々お聞きしますと、国保医療費につきましては、昨年度は2.2%ほど減少したというところですが、要因としましては、被用者保険の対象が拡大しているということもあるでしょうし、また、団塊の世代の方が後期高齢者に移行したこともあると考えられます。

これからは定年延長などもあって、財政運営が厳しくなってくるかなと思っております。

国保連合会の大切な基盤であります審査支払ですが、国の「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、支払基金とのシステム共同利用が求められているということで、今年度から第一段階として「受付領域の共同利用」が始まっていると聞いております。

また、かねてからの課題でもあります「地方公共団体情報システムの標準化」が求められておりますので、当連合会も県内6市町と協定を結んで、国保の事務処理システムを共同運用に向けて、検討を進めております。

本日の議案の方は、すでに御案内しておりなのですが、「令和5年度事業報告」、「令和5年度決算」に関する議案など、あわせて6件の議決事項と、その他といたしまして、国庫補助要請に関する国保中央会における決議に関する事、本会中期経営計画（第6次）に係る令和5年度の報告を予定しております。

皆さんの忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

橋本総務課長

ありがとうございます。

次に、議長の選任でございます。

規約第32条第1項の規定により、岡田理事長をお願いいたします。

岡田議長

では、私の方で規約に基づいて務めさせていただきます。

橋本総務課長

議事の進行に御協力をお願いいたします。

本日の出席状況について、事務局に報告を求めます。

理事定数は11名でございます。

本日の出席者2名、代理出席を含め、書面出席9名、以上、過半数の出席がありますことを御報告いたします。

岡田議長

規約第34条第1項の規定により、理事会が成立することを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第35条の規定により議長が指名することになっておりますので、野倉専務理事さんをお願いいたします。

野倉専務理事

承知いたしました。

岡田議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、議決事項として、議案第1号「令和5年度事業報告について」及び議案第2号「令和5年度歳入歳出決算について」を一括提案いたします。

事務局に説明を求めます。

入江事務局長

事務局長の入江でございます。

よろしくお願いいたします。

議案の説明に入ります前に、一言、お断りを申し上げます。

本来ですと、令和6年度第2回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議案書で説明すべきところでございますが、限られた時間でもございますので、議案第1号と議案第2号の令和5年度決算に関する件につきましては、お手元の「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

それでは、概要版の1ページをお願いいたします。

議案第1号「令和5年度事業報告について」でございます。

「第1 令和5年度事業実施について」でございます。

令和5年度の本会事業運営に当たりましては、保険者の共同体として、また審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に、「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」の基本理念のもと各種事業に取り組みました。

基幹業務である審査支払業務においては、電子レセプトデータ及び審査結果データ等を活用した効率的、効果的な審査の推進により、査定率の向上による医療費適正化等に取り組むとともに、保険者支援事業として、共同電算処理事業や保健事業、第三者行為損害賠償請求事務等、保険者事務の効率化、負担軽減に資する各種事業を実施いたしました。

また、各種電算システムの安定的な運用に努めるとともに、中期的な財政

を見通した計画的かつ健全な財政運営の推進、業務上の高い専門知識を有した職員の育成などに取り組みました。

「第 2 事務事業推進の重点事項」の「1 審査支払業務の充実・強化」につきましては、査定率の向上を目標に、審査の質の向上と効果的な審査事務共助に取り組むなど、以下に記載の「診療報酬等審査支払業務及び療養費等審査支払業務」「介護給付費等審査支払業務」「障害者総合支援法関係業務等」の充実・強化を図るとともに、円滑な支払業務に努めてまいりました。

2 ページをお願いいたします。

2 の「保険者支援事業の充実・強化」につきましては、保険者ニーズを把握し、保険者事務の効率化や負担軽減に向けた各種支援事業の充実・強化に努め、次に記載の「共同事業等の積極的な推進」、「保健事業等の積極的な展開」に取り組んでまいりました。

3 の「効率的な運営体制の確立」でございますが、健全な財政運営を推進するとともに、組織に必要な人材を育成するなど、次に記載の「各種電算システムの円滑稼働」、「持続可能な組織運営体制」のとおり、効率的な運営体制の確立に努めてまいりました。

3 ページは、令和 5 年度本会主要事業体系表でございます。

左側には本会の基本理念であります「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」、その右に、3 つの基本方針を記載しております。

その方針に沿って各種事務事業を実施しております。

その主な実施状況につきましては、4 ページをお願いいたします。

「第 3 主要事業の実施状況」でございます。

「1 審査支払業務の充実・強化」といたしまして、「(1) 診療報酬等審査支払業務等の充実・強化」の「ア 国保診療報酬審査委員会の状況」でございます。

144 名の審査委員による審査委員会を記載のとおり開催しております。

「イ 国保診療報酬等審査決定状況」でございます。

国保と後期高齢者医療を合わせまして、「(イ) 受付件数」は、年間約 4,793 万件で、対前年度比 101.6%、「(ウ) 支払額」は、年間約 1 兆 2,553 億円で、対前年度比 102.4%となっております。

5 ページをお願いいたします。

「ク 資格確認業務の拡充」でございます。

資格喪失後受診等のレセプトを一次審査時点で返戻する取組を令和 5 年度

から開始しており、返戻件数は8,974件となっております。

また、従来から実施しておりました、資格エラーレセプトの性別及び生年月日の修正につきましては、性別不一致が3,355件、生年月日不一致が3,999件となっております。

6ページの「ケ 療養費等審査支払業務の状況」の「(ア) 柔道整復施術療養費審査会の状況」でございます。

11名の審査員による審査会を記載のとおり開催しております。

「(ウ) 柔道整復施術療養費審査決定の状況」でございます。

年間件数は、約107万件で、対前年度比は101.2%となっております。

「(エ) 柔道整復施術療養費の支払状況」でございます。

年間支払額は、約57億円で、対前年度比は98.2%となっております。

「(2) 介護給付費等審査支払業務の充実・強化」の「ア 介護給付費等審査委員会の状況」でございます。

18名の審査委員による審査委員会を記載のとおり開催しております。

「イ 介護給付費等審査支払状況」でございます。

「(ア) 受付件数」は、年間約982万件で、対前年度比103.5%、「(イ) 支払額」は、年間約4,942億円で、対前年度比103.7%となっております。

「(3) 障害者総合支援法関係業務等の充実・強化」の「ア 障害者総合支援法関係業務等の実施」でございます。

「(ア) 受付件数」は、年間約150万件で、対前年度比109.3%、「(イ) 障害介護給付費等支払状況」は、年間約1,661億円で、対前年度比109.6%となっております。

7ページの「2 保険者支援事業の充実・強化」の「(1) 共同事業等の積極的な推進」につきましては、「ア 国保保険者事務共同電算処理業務の実施」から8ページの「コ 介護サービス苦情処理業務の実施」までの10項目の事業を記載のとおり実施いたしました。

特に8ページの「ケ データを活用した介護予防の取組支援の実施」でございますが、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に重点をおいた介護予防事業の支援を実施いたしました。

また、「(ア) 国保データベース(KDB)システム及びKDB補完システムの活用の推進」の「c 介護給付適正化等検討会の開催」につきまして、令和4年度に開発した体力測定結果及び主治医意見書の取込機能で蓄積したデータを介護予防事業等で活用できるよう、令和6年度機能開発に向け、評価・

分析機能（各種帳票作成）について内容を検討いたしました。

9 ページの「（2）保健事業等の積極的な展開」につきましては、「ア 保険者努力支援制度に重点をおいた保健事業の実施、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る保険者支援の実施及び KDB システム等によるデータ分析の実施」及び 10 ページの「イ ホームページ等を活用した情報の発信」までの事業を記載のとおり実施いたしました。

11 ページをお願いいたします。

議案第 2 号「令和 5 年度歳入歳出決算について」の「令和 5 年度本会会計別歳入歳出決算の概要（総括）」でございます。

令和 5 年度歳入歳出決算の概要につきましては、一般会計から後期高齢者医療事業関係業務特別会計の 6 会計の合計を記載しております。

最下段でございますが、

予算現額	1 兆 9,605 億 9,078 万 8,000 円、
収入済額	1 兆 9,372 億 7,525 万 6,930 円、
支出済額	1 兆 9,363 億 4,875 万 9,722 円、
歳入歳出差引額	9 億 2,649 万 7,208 円となっております。

12 ページをお願いいたします。

これより、各会計の決算額につきまして、御説明いたします。

また、歳入歳出差引額につきましては、何れの会計も、同額を翌年度に繰り越しております。

以下、歳入合計欄の予算現額、収入済額、歳出合計欄の支出済額、歳入歳出差引額の読み上げとさせていただきます。

「一般会計歳入歳出決算」でございます。

予算現額	6 億 5,749 万 6,000 円、
収入済額	6 億 4,170 万 6,356 円、
支出済額	5 億 9,601 万 6,703 円、
歳入歳出差引額	4,568 万 9,653 円となっております。

なお、歳入の収入済額と歳出の支出済額が対前年比大幅減となっておりますのは、歳入においては、3 款「県支出金」にて、歳出においては、3 款「事業費」にて、前年の令和 4 年度にあった介護職員処遇改善支援補助金が、令和 5 年度になくなったためでございます。

歳入の主なものとして、5 款「繰入金」は、収入済額 4 億 3,819 万 5,481 円、歳出の主なものとして、2 款「総務費」は、総務関係職員の人件費外で、

支出済額 3 億 3,156 万 4,280 円となっております。

13 ページをお願いいたします。

「診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算」

「1 業務勘定」でございます。

予算現額	40 億 1,047 万 1,000 円、
収入済額	35 億 8,336 万 8,218 円、
支出済額	31 億 2,388 万 1,385 円、
歳入歳出差引額	4 億 5,948 万 6,833 円となっております。

歳入の主なものとして、1 款「手数料」は、収入済額 17 億 9,502 万 1,154 円、歳出の主なものとして、1 款「総務費」は、診療報酬等審査支払に従事している職員等の人件費外で、支出済額 12 億 6,546 万 9,152 円となっております。

14 ページをお願いいたします。

「2 診療報酬支払勘定」でございます。

予算現額	4,337 億 8,985 万 6,000 円、
収入済額	4,265 億 9,643 万 7,165 円、
支出済額	4,265 億 3,626 万 7,242 円、
歳入歳出差引額	6,016 万 9,923 円となっております。

15 ページをお願いいたします。

「介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算」、「1 業務勘定」でございます。

予算現額	39 億 5,106 万 7,000 円、
収入済額	39 億 2,494 万 8,142 円、
支出済額	38 億 3,275 万 6,718 円、
歳入歳出差引額	9,219 万 1,424 円となっております。

歳入の主なものとして、6 款「主治医意見書料等受入金」は、収入済額 29 億 7,076 万 1,013 円、歳出の主なものとして、6 款「主治医意見書料等支出金」は、支出済額 29 億 7,076 万 1,013 円となっております。

16 ページをお願いいたします。

「2 介護給付費等支払勘定」でございます。

予算現額	5,001 億 4,000 万 2,000 円、
収入済額と支出済額は同額で、	
	4,896 億 7,877 万 5,865 円、

歳入歳出差引額 0 円となっております。

17 ページをお願いいたします。

「3 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

予算現額 45 億 8,064 万 2,000 円、

収入済額と支出済額は同額で

44 億 9,504 万 8,312 円、

歳入歳出差引額 0 円となっております。

「障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算」、「1 業務勘定」
でございます。

予算現額 2 億 3,323 万 2,000 円、

収入済額 2 億 3,202 万 6,914 円、

支出済額 2 億 1,723 万 1,510 円、

歳入歳出差引額 1,479 万 5,404 円となっております。

18 ページをお願いいたします。

「2 障害介護給付費支払勘定」でございます。

予算現額 1,313 億 2,012 万 2,000 円、

収入済額と支出済額は同額で

1,302 億 1,642 万 2,207 円、

歳入歳出差引額 0 円となっております。

収入未済額が計上されておりますが、これは、市町が対象事業所に対し有している不正利得返還請求権と同事業所が市町に対し有している介護給付費等の支払請求権が相殺適状にあるとし、市町から該当の金額分が振り込まれず、未入金となっておりますので、再度、請求を行うこととします。

次に、「3 障害児給付費支払勘定」でございます。

予算現額 362 億 9,040 万 2,000 円、

収入済額と支出済額は同額で

358 億 7,314 万 8,750 円、

歳入歳出差引額 0 円となっております。

こちらも収入未済額が計上されておりますが、先ほど、御説明した内容と同様の理由で未入金となっておりますので、こちらにつきましても、再度、請求を行うこととしております。

19 ページをお願いいたします。

「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算」、「1 業務

勘定」でございます。

予算現額	1 億 6,530 万 1,000 円、
収入済額	1 億 6,143 万 1,807 円、
支出済額	1 億 5,071 万 3,328 円、
歳入歳出差引額	1,071 万 8,479 円となっております。

20 ページをお願いいたします。

「2 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定」でございます。

予算現額	14 億 4,000 万 2,000 円、
収入済額と支出済額は同額で、	
	13 億 1,356 万 1,418 円、
歳入歳出差引額	0 円となっております。

次に「3 後期高齢者健康診査等費用支払勘定」でございます。

予算現額	6 億 1,200 万 2,000 円、
収入済額と支出済額は同額で、	
	5 億 1,502 万 4,712 円、
歳入歳出差引額	0 円となっております。

21 ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算」、「1 業務勘定」でございます。

予算現額	33 億 143 万円、
収入済額	32 億 6,043 万 3,215 円、
支出済額	30 億 7,698 万 8,289 円、
歳入歳出差引額	1 億 8,344 万 4,926 円となっております。

歳入の主なものとして、1 款「手数料」は、収入済額 20 億 1,931 万 8,275 円、歳出の主なものとして、1 款「総務費」は、職員の人件費外で、支出済額 14 億 3,824 万 5,470 円となっております。

22 ページをお願いいたします。

「2 後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

予算現額	8,400 億 9,876 万 3,000 円、
収入済額	8,367 億 8,292 万 3,849 円、
支出済額	8,367 億 2,292 万 3,283 円、
歳入歳出差引額	6,000 万 566 円となっております。

23 ページをお願いいたします。

「財産目録」でございます。

この財産目録は、令和 6 年 3 月 31 日現在で作成いたしております。

資産につきましては、建物以下、記載のとおりで、資産合計は、149 億 2,794 万 6,700 円となっております。

なお、負債はございません。

24 ページの「監査報告」でございます。

本会監事であります吉田 多可町長さん、山名 神河町長さん、山本 たつの市長さんには、令和 6 年 7 月 5 日に本会規約第 27 条の規定に基づき、本会会議室において、監査を実施していただきました。

監査結果としましては、「(1) 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当と認める。」、「(2) 令和 5 年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業報告並びに一般会計、各特別会計の歳入歳出決算状況及び財産の管理状況について、諸帳簿、証拠書類、預金現在高とも適正に処理されていたことを認める。」という監査意見をいただいております。

25 ページの「独立監査人の監査報告書」でございます。

これは、24 ページの監査結果にございました「太陽有限責任監査法人」の監査の報告でございます。

次の 26 ページをお願いいたします。

1 行目に記載のとおり「当監査法人は、上記の財務諸表が、全ての重要な点において、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき定められた兵庫県財務規則に準じて定められた兵庫県国民健康保険団体連合会財務規則等の財務に関する各規則及び各規程に準拠して作成されているものと認める。」という監査意見をいただいております。

28 ページをお願いいたします。

次に、複式の財務諸表にかかる監査意見でございますが、28 ページ下から 8 行目に記載のとおり「当監査法人は、上記の財務諸表が、全ての重要な点において、注記「1. 財務諸表作成の基礎」に記載された基準に準拠して作成されているものと認める。」という監査意見をいただいております。

複式の財務諸表につきましては、「参考資料」の「本会 財務諸表」をお手元にお配りしておりますので、後程、御覧いただきたいと存じます。

以上、議案第 1 号、議案第 2 号及び財産目録、監査報告の説明を終わります。

岡田議長

議案第 1 号及び議案第 2 号の説明が終わりましたが、御意見、御質問等は

ございませんでしょうか。

(な し)

岡田議長

よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

議案第 1 号及び議案第 2 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

岡田議長

議案第 1 号及び議案第 2 号は、国民健康保険法施行令第 23 条第 1 項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

次に、議案第 3 号「外部監査契約の締結について」を提案いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

入江事務局長

それでは、議案 3 号からは議案書の方で御説明いたします。

161 ページをお願いいたします。

議案第 3 号「本会外部監査契約の締結について」でございます。

提案理由でございますが、令和 6 年度の外部監査契約を締結するに当たり、本会規約第 39 条の 2 第 2 項の規定により、あらかじめ理事会の議決を得る必要があるため、この議案を提案するものでございます。

162 ページの契約の目的につきましては、本会の事業の効率的運営並びに組織及び運営の合理化に努めるために契約するものでございます。

契約の相手方は清友監査法人、契約期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までとなります。

また、契約金額は 700 万円で、令和 6 年度、令和 7 年度それぞれ 350 万円となります。

監査対象としましては、令和 6 年度における内部統制の評価及び令和 6 年度期末監査でございます。

以上、議案第 3 号の説明を終わります。

岡田議長

議案第 3 号の説明につきまして、御意見、御質問等はございませんか。

(な し)

岡田議長

では、お諮りいたします。

議案第 3 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

岡田議長

議案第 3 号は、規約第 39 条の 2 第 2 項の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

入江事務局長

次に、議案第４号「診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第５号「流行初期医療確保措置に係る事務の実施に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」を一括して提案いたします。

事務局に説明を求めます。

それでは、議案書の１６３ページをお願いいたします。

議案第４号「本会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則例の一部改正に伴い、関係規則について所要の整備を行うためでございます。

１６４ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、令和６年６月２５日付け 保発０６２５第６号「国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則例の一部改正について」に伴い、附則第３項中の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改めるもので、施行期日は令和６年７月１７日から施行し、令和６年６月１日から適用でございます。

１６９ページをお願いいたします。

議案第５号「流行初期医療確保措置に係る事務の実施に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」でございます。

提案理由は、流行初期医療確保措置に係る事務の実施に伴い、関係規則について所要の整備を行うためでございます。

１７０ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、令和６年５月１７日付け 医政地発０５１７第１号「流行初期医療確保措置に係る事務の委託契約について」により、都道府県から委託を受けて行う流行初期医療の確保に要する費用の支払に関する事務を国保連合会で実施することから、本会診療報酬審査支払特別会計経理規則及び後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規則について所要の整備を行うもので、施行期日は令和６年７月１７日から施行し、令和６年４月１日から適用でございます。

以上、議案第４号及び議案第５号の説明を終わります。

岡田議長

議案第４号及び議案第５号の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

(な し)

岡田議長

ないようですので、議案第 4 号及び議案第 5 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

岡田議長

議案第 4 号及び議案第 5 号は、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

次に、議案第 6 号「第 148 回通常総会の招集について」を提案いたします。
事務局に説明を求めます。

入江事務局長

それでは、議案書の 176 ページをお願いいたします。

議案第 6 号「第 148 回本会通常総会の招集について」でございます。

総会の招集は、本会規約第 33 条の規定に基づき、理事会の議決によることとなっておりますので、この議案を提案するものでございます。

177 ページをお願いいたします。

日時、令和 6 年 7 月 29 日、月曜日、午後 1 時 30 分から、場所は、本会大会議室でございます。

以上、議案第 6 号の説明を終わります。

岡田議長

議案第 6 号の説明につきましては、御意見、御質問等はございませんか。

(な し)

岡田議長

ないようですので、議案第 6 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

岡田議長

議案第 6 号は、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

次に、その他といたしまして、報告が 2 件ございます。

まず資料 1「国保総合システムに係る令和 7 年度国庫補助要求の決議について」事務局に説明を求めます。

山中総務部長

報告事項資料 1 の「国保総合システムに係る令和 7 年度国庫補助要求の決議」につきまして御報告いたします。

この決議文は、6 月 28 日の国保中央会臨時総会で採択された決議文でございます。

内容に入る前に、これまでの経緯について簡単に御説明いたします。

国保総合システムにつきましては、令和 3 年 3 月に策定されました「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、第一段階の対応として、クラウドへの移行や支払基金と受付領域を共同利用するためのシステム開発に取り組

み、令和 6 年度から稼働を開始しております。

この改革工程表は、支払基金と国保連合会でのレセプト審査における不合理な差異解消のために行うもので、令和 6 年度は「第一段階」として双方が使用するシステムの「受付領域」と呼ばれる機能を共同利用すること、その後、令和 8 年度頃に「第二段階」として「審査領域」についても共同利用するために、システム開発を行っていくという国の計画でございます。

過去 2 年度におきましては、この「第一段階」のシステム改修費に対する国庫補助を要請し、その結果、令和 4 年度は 54 億円、5 年度には 57 億円と、合わせて約 110 億円の国庫補助を得ることができたという次第でございます。

残る課題は、令和 6 年度からのクラウド化に伴う保守・運用費と「第二段階」のシステム開発費ですが、折衝をしている国保中央会によりますと、厚生労働省からは「保守・運用費に対する国庫補助は認められない」との方針が示されているとのことです。

今回の決議文につきましては、保守・運用費も引き続き国庫補助の要請をいたしますが、「第一段階」におけるシステム最適化に要する改修費、「第二段階」における開発費と保守・運用費についても、国の責任で必要な財政措置を講じるよう要請するという内容になっております。

それでは、決議文について御説明いたします。

「国保総合システム」は、国保制度等の基盤を支える極めて公共性の高い重要なインフラであるが、令和 6 年 3 月に機器の保守期限が到来することとなっていたため、国の改革工程表に沿って、第一段階としてクラウドへの移行や支払基金との受付領域の共同利用、さらに、第二段階として審査領域の共同利用のためのシステム開発に向けた検討を進めている。

しかしながら、第一段階においては、限られた開発期間の中でシステム障害等のリスクを避けるために段階的に進めていくこととしたことから、クラウドサービスを十分活用するなどシステムを最適化するまでには至らなかった。

このため、支払基金システムにはない国保保険者事務の共同処理を行う保険者サービス系機能を含めて、早急にシステムを最適化し、保守・運用費の縮減を図ることが不可避となっている。

また、第二段階の支払基金との審査領域の共同開発・共同利用においても、国保側の保守・運用費の縮減とそのためのシステムの一層の最適化が求められている。

これらの開発費や保守・運用費を賄うための財源については、全国の国保連合会が保有する積立資産だけでは不足しており、審査支払手数料等の引上げで対応せざるを得ないこととなるが、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合は財政基盤がぜい弱な上、物価高騰によって、この費用を保険料(税)の引き上げで負担することは極めて困難である。

よって、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じるよう強く要望する、というものでございます。

裏面には、国保中央会役員と全国の国保連合会理事長名が記されており、これらの連名により要請するものでございます。

なお、この決議文をもつての要請活動ですが、今年度も国保中央会から厚生労働省や財務省などに対して行われることとなっております。

本日は、これらの状況についての御報告としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、資料1の説明を終わります。

岡田議長

資料1の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はございませんか。

(な し)

岡田議長

ないようですので、次に資料2「中期経営計画(第6次)の実施状況について」事務局に説明を求めます。

山中総務部長

お手元、資料2をお願いいたします。

本会の中期経営計画(第6次)の令和5年度の実施状況について報告いたします。

この計画は、本会を取り巻く状況が大きく変化する中、基本理念としております「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」をもとに、審査支払業務の充実や保険者の期待に応える事業の計画的な推進のために、令和4年度から6年度までの3か年を計画期間として策定しています。

令和5年度の実施状況ですが、「2 実施状況」の「(1) 審査支払業務の充実・強化」につきましては、「審査支払業務改革への対応」と「査定率向上」に取り組みました。

結果としましては、改革工程表への対応は、コンピュータチェック及び審査基準の全国統一を進め、各種システムの動向について情報収集を行いました。

また、研修計画に基づき人材育成に取り組みました。

査定率については、目標値を上回ることができました。

今後の取組としましては、引き続き、改革工程表に基づく取組を進めるとともに、高度な審査事務共助を行える人材を育成し、査定率の向上、業務の効率化に努め、審査委員会との連携による重点的な審査事務共助や、職員ごとの審査スキルに応じた研修の実施などに取り組んでまいります。

次に、「(2) 保険者支援事業の充実・強化」につきましては、「オンライン資格確認等システムによる資格確認の実施」や「第三者行為損害賠償求償事務の促進」、「保健事業の推進」など記載の5項目について取り組みました。

結果としましては、記載のとおり、本会での資格確認事務範囲の拡大によります保険者での資格点検事務の負担軽減、また、第三者行為求償については、求償未委任被保険者リストの送付、国保総合システムによる「疑義レセプト抽出機能（傷病名による抽出を含む）」の活用促進などにより、保険者における求償事案発見の支援に貢献できたものと考えております。

保健事業や介護予防事業等については、KDB システムを活用した支援を進め、介護給付適正化等検討会では、データ分析機能の詳細仕様を決定しました。また、医療費適正化関係の分析結果を作成し、県及び市町へ提供しました。

支援評価委員会の活用については、41 市町に御活用いただき、拡充の目標を達成しました。

ケアプランデータ連携システムについては、国の要請に基づき県と連携して介護事業所のシステム導入を促進しました。

今後の取組としましては、資格確認事務については、マイナンバーカードと保険証の一体化の状況を分析した上で取組について検討します。

また、医療 DX の推進など取り巻く状況の変化に対応しつつ、保険者の事務を更に軽減できるよう、保険者ニーズを把握しながら、記載の各種支援事務に取り組んでまいります。

最後に、「(3) 効率的な運営体制の確立」についてでございます。

「各種電算処理システムの円滑導入」や「事務の効率化」等、記載の事項につきまして、事務の効率化に取り組みました。

財政運営、組織体制について、本会においては、先程の国庫補助要請の件など、保険者負担の増加とならないよう取り組むとともに、「保険者に満足され 信頼される連合会」を目指して、各部門の職員の育成に取り組んでいるところでございます。

3 年計画の 2 年目については、概ね、大きな遅れもなく事業を実施できた

と考えておりますので、今年度も引き続き目標達成に向けて取り組んでまいります。

以上、資料 2 について、報告を終わります。

岡田議長

資料 2 の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はありませんか。

(な し)

岡田議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の理事会の議事は全て終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

橋本総務課長

ありがとうございました。

これをもちまして、令和 6 年度第 2 回理事会を閉会いたします。

それでは、理事の方々におかれましては、7 月 29 日の総会に御出席いただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

議 事 録 署 名

議 長

岡 田 康 裕

議事録署名人

野 倉 加 奈 美